

豊田市清掃工場廃棄物処理要綱

目 次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 廃棄物の搬入基準
- 第 3 章 火災等の被災廃棄物の取扱基準
- 第 4 章 処理手数料の一括納付の取扱基準
- 第 5 章 雑則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊田市渡刈クリーンセンター及び豊田市藤岡プラント（以下「清掃工場」という。）における一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）の処理に関し、必要な事項を定める。

第 2 章 廃棄物の搬入基準

(廃棄物の搬入量の計量)

第 2 条 廃棄物の搬入量は、清掃工場が設置する計量器において搬入時に廃棄物を積載した状態で車両重量の計量を行い、清掃工場内で廃棄物の処分を行った後に、再度、車両重量の計量（以下「2 回目計量」という。）を行うことにより、その計量の差によって算出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ車両の空車時の重量を登録した車両にあっては、当該空車時の重量を 2 回目計量の重量とみなして、廃棄物の搬入量を算出することができるものとする。

3 前 2 項における清掃工場の計量器の計量単位は 1 0 キログラムとする。

(搬入車両の制限)

第 3 条 清掃工場へ廃棄物を搬入することのできる車両は、次のとおりとする。

- (1) 総重量が 2 5 トン以下の車両
- (2) 車両の高さが 3 . 5 メートル以下の車両
- (3) 車両のホイールベースが、渡刈クリーンセンターにあっては 8 メートル以下、藤岡プラントにあっては 6 メートル以下の車両
- (4) 車両のトレッドが 2 . 7 メートル以下の車両

(搬入することのできる廃棄物)

第 4 条 清掃工場に搬入することのできる廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物のうち可燃性のものとする。ただし、次の各号に掲げるものを除くものとする。

- (1) 法第 2 条第 3 項に規定する特別管理一般廃棄物
- (2) 再生利用可能な紙類、古布類等
- (3) 不燃物が混入しているもの
- (4) 粉状又は液状のもの
- (5) 発火又は爆発のおそれのあるもの
- (6) 破碎施設への投入ができないものであって、渡刈クリーンセンターにあっては長さ 2 メートル又は太さ 3 0 センチメートル以上のもの、藤岡プラントにあっては長さ 2 メートル又は

太さ10センチメートル以上のもの

(7) 焼却に際し、高い熱量を発生する等焼却施設での適正処理に支障が発生する可能性のあるもの

(8) 前各号に定めるもののほか適正に処理ができないと判断されるもの

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、清掃工場の利用を許可しないことができる。

(1) 前項に規定する清掃工場に搬入することのできる廃棄物以外の廃棄物又はその他の廃棄物と分別しないで搬入しようとする場合

(2) 前号のほか指示遵守事項に従わない場合

(搬入量の制限)

第5条 清掃工場に搬入することのできる廃棄物のうち、次の各号に掲げるもので、一時的に多量なものについては、搬入量を制限できるものとする。

(1) プラスチック類

(2) 刈草及び剪定枝類

(3) 木製パレット、畳、木型及び木製家具類等の破碎処理が必要となるもの

(4) 前3号に定めるもののほか多量であるために清掃工場で適正な処理が困難であるもの

(利用者の遵守事項)

第6条 清掃工場の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 清掃工場の構内で自動車等を運転する際は、時速15キロメートル以内で走行し安全運転に努めること。

(2) 清掃工場の利用時間前に、清掃工場周辺道路で待機のための駐車をしていないこと。

(3) 廃棄物が飛散し、流出し、又は悪臭が漏れるおそれがないようにすること。

(4) ごみピット又は破碎施設への廃棄物の投入は、職員の指示により転落防止等安全に注意して利用者自ら行うこと。

(5) 廃棄物の投入は速やかに行い、長時間にわたり投入場所を占有しないこと。

(6) 清掃工場の構内で、搬入車両の洗浄又は清掃を行わないこと。

(7) 適正な廃棄物の搬入の確認及び利用者への指導を行うために清掃工場が実施する搬入検査に協力すること。

(8) 前各号に定めるもののほか、適正な廃棄物の受入れ及び安全確保のために清掃工場が指示する事項に従うこと。

(利用時間)

第7条 豊田市一般廃棄物処理施設管理規則(平成7年規則第2号。以下「規則」という。)第2条第3項の規定に基づき、当分の間、月曜日に限り渡刈クリーンセンターは、午前7時30分から午後4時までを利用時間とする。

2 規則第2条第3項の規定に基づき、当分の間、清掃工場の利用時間のうち正午から午後1時までを、法第7条の規定に基づき市長の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)の利用時間から除くものとする。

第3章 火災等の被災廃棄物の取扱基準

(被災廃棄物の搬入)

第8条 火災等により被災した者は、被災した家屋及び動産(以下「被災廃棄物」という。)のう

ち、可燃性のものを清掃工場に搬入することができる。

2 前項の被災廃棄物を清掃工場に搬入する場合には、官公庁が発行する被災を証明する書類を添えて清掃工場の利用の申請を行うこととする。

3 被災廃棄物の清掃工場への搬入は、清掃工場の利用日における利用時間内に行うものとする。

第4章 処理手数料の一括納付の取扱基準

(手数料の一括納付)

第9条 清掃工場の利用者は、手数料を各月の月末を整理日として月ごとに一括して支払うこと(以下「一括納付」という。)ができる。

(申請及び承認基準)

第10条 前条の一括納付をしようとする者は、豊田市廃棄物処理手数料一括納付承認(更新)申請書(様式第1号)により申請するものとする。

2 一括納付の承認基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法第7条の規定に基づき市長の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に新規で一括納付を承認する場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 許可業者として1年以上経過していること。

イ 清掃工場への搬入回数が、前年度1年間における1か月当たりの平均が20回以上であること。

(2) 許可業者の更新を承認する場合は、更新時において手数料の未納がないこと。

(3) 国又は地方公共団体で市長が必要と認めた場合

(4) その他市長が必要と認めた場合

3 市長は、第1項の規定により一括納付を承認するときは、申請者に豊田市廃棄物処理手数料一括納付承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(承認期間)

第11条 一括納付の承認期限は、一括納付の申請を行った清掃工場の利用許可期限とする。

(請求)

第12条 市長は、各月の月末を整理日として、納入通知書により手数料を請求するものとする。

ただし、一括納付の取扱いを取り消された者に対しては、その取消しの日を整理日として手数料を請求するものとする。

(納付)

第13条 一括納付は、納入通知書に記載された納期限までに納付しなければならない。

(督促)

第14条 納期限までに手数料の全額の納付がされないときは、別に定めるところにより督促するものとする。

(一括納付の取消し)

第15条 一括納付の取扱いを受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その取扱いを取り消し、豊田市廃棄物処理手数料一括納付取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(1) 督促状による督促においてもその納期限までに手数料の納付がされない場合

(2) 一般廃棄物の収集運搬の業を廃止した場合

(3) 法第19条の3の規定による改善命令、法第19条の4の規定による措置命令を受けた場

合又は市の指導に繰り返し従わない場合

(4) 法第7条の3又は同14条の3の規定により事業の全部又は一部の停止処分を受けた場合

(5) 法第7条の4又は同14条の3の2の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業の許可を取り消された場合

(6) その他市長が必要と認めた場合

2 前項の規定に基づき、一括納付の取扱いを取り消された者は、その効力の発生する日から手数料の納付は現金とする。

3 第1項第1号の規定により一括納付の取扱いを取り消された者は、未納分の手数料の全額の納付が確認された日から1年間は一括納付の申請を行うことができないものとする。

4 第1項の規定により一括納付の取扱いを取り消された者は、当該停止期間の満了した日から起算して1年間は一括納付の申請を行うことができないものとする。

第5章 雑則

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、豊田市渡刈清掃工場廃棄物処理要綱又は豊田加茂広域市町村圏事務処理組合豊田加茂清掃センター廃棄物処理要綱に基づいて行われた許可申請その他の行為は、この要綱の相当規定に基づいて行われた許可申請その他の行為とみなす。

(平成18年4月1日～平成26年4月1日の改正附則 省略)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の豊田市清掃工場廃棄物処理要綱の規定に基づいて行われた許可申請その他の行為は、改正後の豊田市清掃工場廃棄物処理要綱の規定により行われた許可申請その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

豊田市廃棄物処理手数料一括納付承認（更新）申請書

年 月 日

豊田市長 様

申請者 住所
氏名
(名称及び
代表者氏名)

第 1 0 条の規定に基づき、豊田市廃棄物処理手数料の一括納付を申請します。

【申請施設名】
【利用実績】
前年度 年 月 日 ～ 年 月 日 回
【備考】

誓 約 書

私は、豊田市廃棄物処理手数料の一括納付の取扱いを受ける
ことに関して、次のことを守ります。

- 1 廃棄物処理手数料は、当月分の全額を納入通知書に記載
の納期限までに、豊田市指定金融機関に納付します。
- 2 廃棄物処理手数料全額の納付を期日までに行わない場
合、一括納付の取扱いを、取り消されても異議はありません。
- 3 廃棄物の搬入に関しては、清掃工場の指示に従い、適正
な搬入を行います。

以上のことを厳守し、貴市に一切迷惑をかけないことを誓い
ます。

年 月 日

豊 田 市 長 様

住 所
氏 名
(名称及び
代表者氏名)

豊田市廃棄物処理手数料一括納付承認通知書

年 月 日

住 所
氏 名 様

豊田市長

豊田市廃棄物処理手数料の一括納付の申請について、下記のとおり承認します。

【利用施設】
【一括納付承認期間】
年 月 日 ～ 年 月 日
【付帯条件】
1 豊田市廃棄物処理手数料は、当月分の全額を納入通知書に記載の納期限までに、 豊田市指定金融機関へ納付してください。
2 下記に該当する場合は、一括納付の取扱いが取り消されます。
（１）督促状による督促においてもその納期限までに手数料の納付がされない場合
（２）一般廃棄物の収集運搬の業を廃止した場合
（３）法第 1 9 条の 3 の規定による改善命令、法第 1 9 条の 4 の規定による措置 命令を受けた場合又は市の指導に繰り返し従わない場合
（４）法第 7 条の 3 又は同 1 4 条の 3 の規定により事業の全部又は一部の停止処 分を受けた場合
（５）法第 7 条の 4 又は同 1 4 条の 3 の 2 の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬 業の許可を取り消された場合
（６）その他市長が必要と認めた場合
※法・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

様式第 3 号（第 1 5 条関係）

豊田市廃棄物処理手数料一括納付取消通知書

年 月 日

住 所
氏 名 様

豊田市長

第 1 5 条の規定に基づき、豊田市廃棄物処理手数料一括納付を下記のとおり取り消します。

【利用施設】
【一括納付取消し期間】
【一括納付取消し理由】